

「あおりふるさと寄附金」のご案内

県では、ふるさと納税制度による寄附「あおりふるさと寄附金」を受け付けています。

個人だけでなく、法人からの寄附も受け付けていますので、「ふるさと青森県を応援したい!」という方は、電話・電子メール・FAXで、県税務課へお気軽にご連絡ください。

また、本年1月から、1万円以上のご寄附をいただいた県外在住の個人の方を対象に、青森県産品をお送りしています。

県外在住の方々、夏休みやお盆に帰省されるご親戚・ご友人の方々に、ぜひご紹介ください。

ふるさと納税制度とは

生まれ育った地域や、関わりが深い地域を応援したいというみなさんの想いにお応えするもので、個人が県や市町村に寄附をした場合に、住民税から寄附金額に応じて一定額を控除するものです。

法人が寄附した場合は、その支払った全額が損金（経費）に算入されます。

申出方法

県庁ホームページからの申出のほか、各地域県民局県税部や県外事務所などに備え付けの申出書をご利用ください。

寄附金の活用

いただいた寄附金は、県の重点施策や東日本大震災からの復興支援に活用します。

詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。県税務課にお問い合わせください。

- ・県庁ホームページ「ふるさと青森応援サイト」

URL : http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/025_01furusatoindex.html

- ・県税務課 017-734-9064



あおりふるさと寄附金
PRキャラクター
みいちゃん



あおりふるさと寄附金
PRキャラクター
ムッチャン



あおりふるさと寄附金
PRキャラクター
ハコくん